220　アクリルアミド・アクリロニトリル・２－エチルヘキサン－１－イル＝アクリラート・オキシラン－２－イルメチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のオキシラン－２－イルメチル＝メタクリラートの含有率が10重量％以下であるものに限る。）　(6)－3601

221　２－エチルヘキサン－１－イル＝アクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－3602

222　アクリル酸・ブタン－１－イル＝メタクリラート・エチル＝アクリラート・２－（メタクリロイルオキシ）エチル＝水素＝スクシナート・２－メトキシエチル＝アクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－3603

223　２，２′－ジアミノ－４，４′－（１，１，１，３，３，３－ヘキサフルオロプロパン－２，２－ジイル）ジフェノール・５，５′－オキシビス（イソベンゾフラン－１，３－ジオン）・（２－メチルオキシラン・オキシラン重付加物の両末端２－アミノプロパン－１－イルエーテル化物）・３，３′－（１，１，３，３－テトラメチルジシロキサン－１，３－ジイル）ジプロパン－１－イルアミン重縮合物の末端３－アミノフェノール縮合物（ポリイミドに限る。）（水及び酸に不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(7)－3517

224　アクリル酸・ブタン－１－イル＝メタクリラート・*tert*－ブチル＝メタクリラート・シクロヘキサン－１－イル＝メタクリラート・ドデカン－１－イル＝メタクリラート・２－ヒドロキシプロパン－１－イル＝アクリラート・１－ヒドロキシプロパン－２－イル＝アクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－3604

225　ブタン－１－イル＝アクリラート・ブタン－１－イル＝メタクリラート・２－ヒドロキシエチル＝アクリラート・メタクリル酸・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－3605

226　エチレン＝グリコール・ナフタレン－２，６－ジカルボン酸・２，２′－オキシジエタノール・（ヒドロキシメチル）アミノシクロ［５．２．１．$0^{2,6}$］デカニルメタノール重縮合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(7)－3518

227　ブタン－１－イル＝アクリラート・ブタン－１－イル＝メタクリラート・シクロヘキサン－１－イル＝メタクリラート・２－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メタクリル酸・エチレン＝６－ヒドロキシヘキサノアート＝メタクリラート・メチル＝メタクリラート・アリルエーテル（ビニル）シラン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－3606

228　ブタン－１－イル＝アクリラート・ブタン－１－イル＝メタクリラート・２－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－3607

229　ジヒドロキシ（フェニル）ボラン　(3)－4668

230　*N*－オクタデカン－１－イルメタクリルアミドを主成分（90％以上）とする、*N*－ヘキサデカン－１－イルメタクリルアミド及び*N*－オクタデカン－１－イルメタクリルアミドの混合物　(2)－4181

231　イソ酪酸無水物　(2)－4182

232　メタクリル酸＝１－エトキシエチル　(2)－4183

233　*trans*－４－プロピル－*trans*－４′－（*p*－トリル）ビシクロヘキシル　(4)－1985

234　*trans*－４－［（４－エトキシ－２，３－ジフルオロフェノキシ）メチル］－*trans*－４′－エチル－１，１′－ビシクロヘキシル　(4)－1986

235　*trans*－４－ペンチル－*trans*－４′－プロピル－１，１′－ビシクロヘキサン　(4)－1987

236　アクリル酸＝（３－エトキシオキセタン－３－イル）メチル　(5)－7032

237　ウンデカオキシドニバナジウム酸六マグネシウム　(1)－1257

**○国土交通省告示第七百十八号**

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十九年八月一日から適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第九百一号）は、平成二十九年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年七月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（以下「省令」という。）第四条第三項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する国土交通大臣が定める算定方法により算定した金額とする方法とする。

一　省令第四条第三項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千四百七十円未満の場合　二千四百七十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千四百七十円以上四千九百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千九百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千九百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千二百円を超えるときは、その額とする。）を七千二百円で除して得た率

**○国土交通省告示第七百十九号**

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十九年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第九百二号）は、平成二十九年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年七月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第十一条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千四百七十円未満の場合　二千四百七十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千四百七十円以上四千九百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額